

令和6年第4回都城市議会定例会（9月）

（議案第79号～第110号）

議案第 79 号

都城市税条例の一部を改正する条例の制定について

都城市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市税条例の一部を改正する条例

都城市税条例（平成18年条例第99号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 （略） 2～7 （略） <u>8</u> （略） <u>9</u> （略） <u>10</u> （略） <u>11</u> （略） <u>12</u> （略） <u>13</u> （略） <u>14</u> （略） <u>15</u> （略） <u>16</u> （略） <u>17</u> （略） <u>18</u> （略） <u>19</u> （略）	附 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 （略） 2～7 （略） <u>8 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。</u> <u>9</u> （略） <u>10</u> （略） <u>11</u> （略） <u>12</u> （略） <u>13</u> （略） <u>14</u> （略） <u>15</u> （略） <u>16</u> （略） <u>17</u> （略） <u>18 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u> <u>19</u> （略） <u>20</u> （略） <u>21</u> （略）

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の附則第10条の 2 の規定は、令和 7 年度以後の固定資産税について適用し、令和 6 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 79 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部資産税課】

条例名	都城市税条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止		
施行予定日	令和 7 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の 目的・背景	地方税法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	1 令和 6 年度税制改正に伴い、次のとおり固定資産税の課税標準額の減額割合について、規定を新設するもの。 (1) バイオマス発電設備のうち 1 万 k w 以上 2 万 k w 未満の発電設備で F I T ・ F I P 制度の「一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス」区分に該当するものについては、固定資産税の課税標準額の割合を、7 分の 6 を参酌して 14 分の 11 以上 14 分の 13 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に縮減するものとされた（令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に新たに取得されたものが対象。発電設備を取得した翌年度から 3 年間分が特例適用期間。）。 この課税標準額の割合については、本市において特段考慮すべき事情もないことから、参酌基準と同じ 7 分の 6 と定めるもの。【附則第 10 条の 2 第 8 項】 (2) これまで地方税法上で定められていた一体型滞在快適性等向上事業に関する固定資産税の特例措置の減額割合を、わがまち特例として地方税法の定める範囲内で市町村ごとに条例で独自に定めることを可能とする改正が行われた。 従前は固定資産税又は都市計画税の課税標準額の割合を 2 分の 1 であったが、施行後の割合は 2 分の 1 を参酌して 3 分の 1 以上、3 分の 2 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に縮減するものとされた（令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に新たに整備されたものが対象。工事が完了した翌年度から 5 年間分が特例適用期間。）。 特例の適用を受けるには都市再生整備計画での位置づけが必要となるが、本市において現時点では M a l l m a l l 以降の計画等はない。よって、課税標準額の割合については特段考慮すべき事情もないことから、参酌基準と同じ 2 分の 1 と定めるもの。【附則第 10 条の 2 第 18 項】		
関係する法令 及びその条項	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号） 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号） 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）		
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備考			

議案第 80 号

都城市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第 4 条第 2 項の規定に基づく施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定に関する条例を廃止する条例の制定について

都城市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第 4 条第 2 項の規定に基づく施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定に関する条例を廃止する条例

都城市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定に関する条例（令和元年条例第13号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

議案第 80 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：こども部保育課】

条例名	都城市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第 4 条第 2 項の規定に基づく施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定に関する条例を廃止する条例		
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☐ 一部改正 ☐ 全部改正 ☒ 廃止		
施行予定日	令和 6 年 10 月 1 日	制定年月	令和元年 9 月
制定改廃の目的・背景	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第 4 条第 1 項に規定されている経過措置の期間が令和 6 年 9 月 30 日で満了することに伴い、条例を廃止するもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	子ども・子育て支援法第 8 条に規定される子育てのための施設等利用給付を提供する子育て支援施設のうち、認可外保育施設については子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第 4 条第 1 項にて、経過措置として 5 年間は指導監督基準を満たさずとも、施設が県に届出をしていれば施設等利用費の支給の対象施設とみなされる猶予期間が設けられてる。 一方、本市においては子どもの安全確保を最優先するために、改正法附則第 4 条第 2 項の規定に基づき、本条例を制定し、国が定めている指導監督基準を満たしている施設のみを施設等利用費の支給の対象とした。 改正法附則第 4 条第 1 項に規定する経過措置が令和 6 年 9 月 30 日で満了し、施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設は国の指導監督基準を満たす施設となったことから、本条例で範囲を限定する必要がなくなるため、廃止するもの。		
関係する法令及びその条項	子ども・子育て支援法 第 7 条第 10 項第 4 号、第 8 条、第 30 条の 11 第 1 項 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第 7 号）附則 第 4 条 児童福祉法 第 59 条の 2 第 1 項		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第 8 1 号

都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例
 都城市都市公園以外の公園に関する条例（平成22年条例第43号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

(利用時間及び休園日)

第8条 別表第2第1号から第8号までに掲げる公園内の施設のうち有料のもの（以下「有料施設」という。）の利用時間及び休園日は、次の表のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

区分		利用時間	休園日
(略)			
関之尾公園	(略)		
	北前キャンプ場	(略)	
青井岳キャンプ場		午前8時から午後5時まで (宿泊の場合は、午後3時から翌日の午前9時まで)	1月1日から6月30日まで及び9月1日から12月31日まで

2 別表第2第1号から第8号までに掲げる公園内の施設のうち有料施設以外の施設の利用時間及び休園日は、次の表のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(略)			
(行為の禁止)			

改正後

(利用時間及び休園日)

第8条 別表第2第1号から第7号までに掲げる公園内の施設のうち有料のもの（以下「有料施設」という。）の利用時間及び休園日は、次の表のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

区分		利用時間	休園日
(略)			
関之尾公園	(略)		
	北前キャンプ場	(略)	

2 別表第2第1号から第7号までに掲げる公園内の施設のうち有料施設以外の施設の利用時間及び休園日は、次の表のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(略)			
(行為の禁止)			

第13条 公園等においては、次に掲げる行為をしてはならない。
ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(8) (略)

(9) たき火等その他公園等に危険を及ぼすおそれのある行為
をすること。ただし、関之尾公園及び青井岳キャンプ場の許可
された区域については、この限りでない。

(10)・(11) (略)

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
(略)	
内堀集会所広場	(略)
<u>山之口佐土原市民広場</u>	<u>都城市山之口町花木2416番1</u>
(略)	
五反田ふれあい広場	(略)
<u>青井岳キャンプ場</u>	<u>都城市山之口町山之口2119番地4</u>
(略)	

別表第2 (第8条関係)

(1) 市民広場、山田第2運動公園、一堂ヶ丘公園運動広場及
び芝公園

(略)

備考

1・2 (略)

3 高校生には、高等専門学校に在学する者を含む(第5号、
第6号及び第8号において同じ。)

(2)～(6) (略)

(7) 青井岳キャンプ場

<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>基礎額</u>	<u>単位当たりの使用料</u>
-----------	-----------	------------	------------------

第13条 公園等においては、次に掲げる行為をしてはならない。
ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(8) (略)

(9) たき火等その他公園等に危険を及ぼすおそれのある行為
をすること。ただし、関之尾公園の許可された区域について
は、この限りでない。

(10)・(11) (略)

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
(略)	
内堀集会所広場	(略)
(略)	
五反田ふれあい広場	(略)
(略)	

別表第2 (第8条関係)

(1) 市民広場、山田第2運動公園、一堂ヶ丘公園運動広場及
び芝公園

(略)

備考

1・2 (略)

3 高校生には、高等専門学校に在学する者を含む(第5号か
ら第7号までにおいて同じ。)

(2)～(6) (略)

				<u>の額</u>
<u>入村料</u>		<u>1 人</u>	<u>50円</u>	<u>基礎額と当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</u>
<u>ログハウス</u>	<u>1 泊</u>	<u>1 戸</u>	<u>30,000円</u>	<u>同上</u>
	<u>休憩</u>	<u>同上</u>	<u>16,000円</u>	<u>同上</u>
<u>ケビン</u>	<u>1 泊</u>	<u>同上</u>	<u>8,000円</u>	<u>同上</u>
	<u>休憩</u>	<u>同上</u>	<u>2,490円</u>	<u>同上</u>
<u>貸テント (大型)</u>	<u>1 泊</u>	<u>1 張り</u>	<u>4,500円</u>	<u>同上</u>
	<u>休憩</u>	<u>同上</u>	<u>2,000円</u>	<u>同上</u>
<u>貸テント (小型)</u>	<u>1 泊</u>	<u>同上</u>	<u>1,500円</u>	<u>同上</u>
<u>持込テント (大型)</u>	<u>1 泊</u>	<u>同上</u>	<u>1,500円</u>	<u>同上</u>
<u>持込テント (小型)</u>	<u>1 泊</u>	<u>同上</u>	<u>500円</u>	<u>同上</u>
<u>シャワー室</u>		<u>1 回 (3 分)</u>	<u>100円</u>	<u>基礎額に同じ (消費税及び地方消費税の</u>

		額を含む。)
備考 宿泊は原則として利用初日の午後 3 時から利用最終日の午前 9 時まで、休憩は原則として午前10時から午後 2 時30分までとする。		
(8) 関之尾公園		
(略)		
(7) 関之尾公園		
(略)		

附 則

この条例は、令和 6 年10月 1 日から施行する。

議案第 8 1 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：観光スポーツPR部みやこんじょPR課/スポーツ政策課】

条例名	都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止		
施行予定日	令和 6 年 10 月 1 日	制定年月	平成 22 年 12 月
制定改廃の 目的・背景	青井岳キャンプ場の民間譲渡に伴い、所要の改正を行うもの。 また、山之口佐土原市民広場について、普通財産に変更するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	1 青井岳キャンプ場に係る規定の削除 第 8 条、第 13 条、別表第 1 及び別表第 2 から、青井岳キャンプ場に係る規定を削除する。 別表第 2 から青井岳キャンプ場に係る規定を削除することに伴い、関係規定の文言を整理する。 2 山之口佐土原市民広場に係る規定の削除 別表第 1 から、山之口佐土原市民広場の名称及び位置を削除する。		
関係する法令 及びその条項	なし		
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備考			

議案第 89 号

令和 5 年度都城市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和 5 年度都城市一般会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

都城市長 池 田 宜 永

議案第 90 号

令和 5 年度都城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 5 年度都城市国民健康保険特別会計（事業勘定及び診療施設勘定）歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

都城市長 池 田 宜 永

議案第 9 1 号

令和 5 年度都城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 5 年度都城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

都城市長 池 田 宜 永

議案第 92 号

令和 5 年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

令和 5 年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

都城市長 池 田 宜 永

議案第 93 号

令和 5 年度都城市整備墓地特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 5 年度都城市整備墓地特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

都城市長 池 田 宜 永

議案第 9 4 号

令和 5 年度都城市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 5 年度都城市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

都城市長 池 田 宜 永

議案第 95 号

令和 5 年度都城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 5 年度都城市介護保険特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

都城市長 池 田 宜 永

議案第 9 6 号

令和 5 年度都城市電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 5 年度都城市電気事業特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

都城市長 池 田 宜 永

議案第 97 号

令和 5 年度都城市水道事業会計決算の認定について

令和 5 年度都城市水道事業会計決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

都城市長 池 田 宜 永

議案第 98 号

令和 5 年度都城市簡易水道事業会計決算の認定について

令和 5 年度都城市簡易水道事業会計決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

都城市長 池 田 宜 永

議案第 99 号

令和 5 年度都城市御池簡易水道事業会計決算の認定について

令和 5 年度都城市御池簡易水道事業会計決算書(別冊)を監査委員の審査を経て、
地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

都城市長 池 田 宜 永

議案第 100 号

令和 5 年度都城市公共下水道事業会計決算の認定について

令和 5 年度都城市公共下水道事業会計決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、
地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

都城市長 池 田 宜 永

議案第 101 号

令和 5 年度都城市農業集落排水事業会計決算の認定について

令和 5 年度都城市農業集落排水事業会計決算書(別冊)を監査委員の審査を経て、
地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

都城市長 池 田 宜 永

議案第102号

工事請負契約の締結について

R6企工第1号 工業団地造成事業 都城インター工業団地高木北地区（1工区）造成等工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | R6企工第1号 工業団地造成事業 都城インター工業団地高木北地区（1工区）造成等工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 557,700,000円 |
| 4 契約の相手方 | 丸宮・真栄・相葉 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市庄内町8031番地2
丸宮建設 株式会社 |

議案第102号関係資料

R6企工第1号 工業団地造成事業 都城インター工業団地高木北地区（1工区）
造成等工事

1 工事概要

- ・開発区域 $A = 62,070 \text{ m}^2$
- ・造成工 切土 $V = 11,636 \text{ m}^3$
- ・盛土 $V = 43,756 \text{ m}^3$
- ・防災施設工 $N = \text{一式}$ ・道路築造工 $N = \text{一式}$
- ・雨水排水工 $N = \text{一式}$ ・調整池工 $N = \text{一式}$
- ・消防水利工 $N = \text{一式}$ ・緑地工 $N = \text{一式}$

2 予定価格 565,556,200円（消費税及び地方消費税込み）
514,142,000円（消費税及び地方消費税抜き）

3 落札価格 557,700,000円（消費税及び地方消費税込み）
507,000,000円（消費税及び地方消費税抜き）

4 落札率 98.61%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額（円）	摘要
大淀・都北・木場 特定建設工事共同企業体 （50：30：20）	514,142,000	
徳満・桜木・南星 特定建設工事共同企業体 （40：35：25）	511,500,000	
丸宮・真栄・相葉 特定建設工事共同企業体 （45：35：20）	507,000,000	落札

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

議案第103号

工事請負契約の締結について

志処 第1号 志和池最終処分場第2期埋立土地利用対策事業 閉鎖対策工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年9月2日提出

都城市長 池 田 宜 永

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 志処 第1号 志和池最終処分場第2期埋立土地利用対策事業 閉鎖対策工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 196,878,000円 |
| 4 契約の相手方 | 上村・福島・徳丸 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市庄内町12993番地の1
株式会社 上村開発 |

議案第103号関係資料

志処 第1号 志和池最終処分場第2期埋立土地利用対策事業 閉鎖対策工事

1 工事概要

- ・覆土工 N=1式 (V=8,700 m³)
- ・キャッピング工 N=1式 (A=13,780 m²)
- ・雨水排水設備工 N=1式 (L=211m)
- ・ガス抜き設備工 N=1式 (N=18 か所)
- ・取付道路工 N=1式 (A=982 m²)
- ・撤去工 N=1式

2 予定価格 196,915,400円 (消費税及び地方消費税込み)
179,014,000円 (消費税及び地方消費税抜き)

3 落札価格 196,878,000円 (消費税及び地方消費税込み)
178,980,000円 (消費税及び地方消費税抜き)

4 落札率 99.98%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額(円)	摘要
上村・福島・徳丸 特定建設工事共同企業体 (47:33:20)	178,980,000	落札
南星・今元・川本 特定建設工事共同企業体 (40:30:30)	179,000,000	

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

議案第 104 号

工事請負契約の締結について

R6ス政第7号 都城運動公園野球場防球フェンス設置工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年9月2日提出

都城市長 池 田 宜 永

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | R6ス政第7号 都城運動公園野球場防球フェンス設置工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 303,930,000円 |
| 4 契約の相手方 | 清水・ツモル 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市高城町石山253番地
株式会社 清水組 |

議案第104号関係資料

R6ス政第7号 都城運動公園野球場防球フェンス設置工事

1 工事概要

- ・鋼管杭打ち工事 N=1式
- ・上部支柱工事 N=1式
- ・ネット工事 N=1式
- ・カーテンネット工事 N=1式
- ・避雷設備工事 N=1式
- ・ファールポール改修工事 N=1式

2 予定価格 304,260,000円（消費税及び地方消費税込み）
276,600,000円（消費税及び地方消費税抜き）

3 落札価格 303,930,000円（消費税及び地方消費税込み）
276,300,000円（消費税及び地方消費税抜き）

4 落札率 99.89%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額（円）	摘要
日興・内戸保 特定建設工事共同企業体 （60：40）	276,600,000	
清水・ツモル 特定建設工事共同企業体 （55：45）	276,300,000	落札

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

議案第 105 号

工事請負契約の締結について

社総交都第 3 号 都城運動公園南側エリア園路外整備工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第 96 条第 1 項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

都城市長 池 田 宜 永

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 社総交都第 3 号 都城運動公園南側エリア園路外整備
工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 306,900,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 丸昭・桜木・博栄 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市山田町山田 2 1 1 2 番地 3
丸昭建設 株式会社 |

議案第105号関係資料

社総交都第3号 都城運動公園南側エリア園路外整備工事

1 工事概要

- ・ 小型擁壁工 L = 361.5m
- ・ 植栽工 N = 1 式
- ・ 給水設備工 N = 1 式
- ・ 側溝工 L = 605.6m
- ・ アスファルト舗装工 A = 5,055 m²
- ・ 縁石工 N = 1 式
- ・ 柵工 L = 418.8m
- ・ サイン施設工 N = 12 基

- 2 予定価格 307,652,400円（消費税及び地方消費税込み）
 279,684,000円（消費税及び地方消費税抜き）

- 3 落札価格 306,900,000円（消費税及び地方消費税込み）
 279,000,000円（消費税及び地方消費税抜き）

- 4 落札率 99.75%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額（円）	摘要
丸昭・桜木・博栄 特定建設工事共同企業体 （45：30：25）	279,000,000	落札

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

議案第106号

製造請負契約の締結について

高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線更新業務委託事業の施行に伴い、次のとおり委託契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年9月2日提出

都城市長 池 田 宜 永

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線更新業務委託事業 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約の金額 | 1,205,600,000円 |
| 4 契約の相手方 | 福岡県福岡市中央区天神二丁目13番7号
沖電気工業株式会社 九州支社 |

高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線更新業務委託事業

- 1 委託概要 (1) 高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備等の全面更新（実施設計等含む）
 (2) 無線通信基地局の移転（高崎町たちばな天文台付近）
 (3) 通信ネットワーク二重化（多重無線新規導入）
- 2 契約の金額 1, 205, 600, 000円（消費税及び地方消費税込み）
 1, 096, 000, 000円（消費税及び地方消費税抜き）
- 3 契約相手の選定理由 高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線更新業務委託事業の施行に当たり、実施設計、通信機器等の製造及び施工並びに付随業務について、指名型プロポーザル方式で提案要請を行い、業者を選定したものである。
 指名した3事業者のうち、2事業者が辞退し、参加した1事業者について、評価基準に沿って厳正に評価を行い、提案内容の優れていた沖電気工業株式会社九州支社を優先交渉者として選定し、提案内容について十分な検討を経たので、同社を契約の相手方とするものである。

4 審査結果

区分	項目	配点	沖電気工業株式会社 九州支社
企業概要及び財務状況	収益性・安全性・将来性	225 点	180.00 点
	管理体制	75 点	75.00 点
	計	300 点	255.00 点
事業実績	導入実績	450 点	375.00 点
	計	450 点	375.00 点
更新業務に関する要件	基本的な考え方	700 点	425.00 点
	実施体制について	200 点	130.00 点
	スケジュールについて	100 点	55.00 点
	計	1,000 点	610.00 点
システム移行に関する要件	現行システムからの安全な移行について	250 点	172.50 点
	計	250 点	172.50 点
システム能力に関する要件	システム能力について	1,250 点	741.25 点
	計	1,250 点	741.25 点
デジタル無線に関する要件	デジタル無線について	500 点	310.00 点
	計	500 点	310.00 点
レイアウトに関する要件	レイアウトについて	50 点	28.25 点
	計	50 点	28.25 点
保守維持管理に関する要件	保守・維持管理について	150 点	95.00 点
	計	150 点	95.00 点
その他の提案に関する要件	その他の提案について	50 点	31.25 点
	計	50 点	31.25 点
価格に関する要件	初期導入費用について	400 点	400.00 点
	5年間のランニング費用について	100 点	100.00 点
	計	500 点	500.00 点
合計		4,500 点	3118.25 点

5 技術審査結果

区分	項目	配点	沖縄電気工業株式会社 九州支社
企業概要及び財務状況	収益性・安全性・将来性	225 点	180.00 点
	管理体制	75 点	75.00 点
	計	300 点	255.00 点
事業実績	導入実績	450 点	375.00 点
	計	450 点	375.00 点
更新業務に関する要件	基本的な考え方	700 点	425.00 点
	実施体制について	200 点	130.00 点
	スケジュールについて	100 点	55.00 点
	計	1,000 点	610.00 点
システム移行に関する要件	現行システムからの安全な移行について	250 点	172.50 点
	計	250 点	172.50 点
システム能力に関する要件	システム能力について	1,250 点	741.25 点
	計	1,250 点	741.25 点
デジタル無線に関する要件	デジタル無線について	500 点	310.00 点
	計	500 点	310.00 点
レイアウトに関する要件	レイアウトについて	50 点	28.25 点
	計	50 点	28.25 点
保守維持管理に関する要件	保守・維持管理について	150 点	95.00 点
	計	150 点	95.00 点
その他の提案に関する要件	その他の提案について	50 点	31.25 点
	計	50 点	31.25 点
合計		4,000 点	2618.25 点

※ 技術審査点の合計点数が、配点(4,000点)の6割(2,400点)を下回る場合には、優先交渉者として確定しないもの。

議案第 107 号

財産の無償譲渡及び無償貸付けについて

次のとおり財産を無償で譲渡し、及び無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年9月2日提出

都城市長 池 田 宜 永

1 財産の内容

(1) 無償譲渡財産

別記1 譲渡財産一覧のとおり

(2) 無償貸付財産

別記2 貸付財産一覧のとおり

2 相手方

都城市山之口町山之口2123番地

ヤマブルー株式会社

3 貸付期間

令和6年10月1日から令和15年3月31日まで

4 理 由

青井岳キャンプ場について、民間事業者の企画力、資金力、ノウハウ等を最大限活用し施設存続及び地域活性化を図るため、令和４年度に実施した「都城市山之口青井岳観光施設民間譲渡に係る公募型プロポーザル」により選定した上記事業者に、建物等の無償譲渡及び敷地の無償貸付けを行うもの。

別記 1 譲渡財産一覧

1 建物

所在	家屋番号	種類		構造	延床面積 (㎡)
都 城 市 山 之 口 町 山 之 口 字 中 川 内	2119 番 5	事務所		木造スレート ぶき平家建	57.51
		附 属 建 物	宿泊所	木造スレート ぶき2階建	1階 99.00 2階 50.20
			宿泊所	木造スレート ぶき2階建	1階 34.00 2階 12.00
			宿泊所	木造スレート ぶき2階建	1階 34.00 2階 12.00
			宿泊所	木造スレート ぶき2階建	1階 34.00 2階 12.00
			宿泊所	木造スレート ぶき2階建	1階 34.00 2階 12.00
			便所	木造かわらぶ き平家建	32.00
			浴場	鉄筋コンクリ ート造スレー トぶき平家建	21.34
			倉庫	木造スレート ぶき平家建	27.58

※建物の付帯設備を含む。

2 備品

品名	規格等	数量
放送器具	トーア 30Wアンプ、スピーカー（4個）	1台
ガスレンジ		5台
リヤカー		2台

品名	規格等	数量
片袖机	スチール製	1 台
回転椅子	スチール製	1 脚
傘立	スチール製	8 個
キャンプ用テント	緑・黄各 10 張 1 間×1.5 間（屋根型 5 人用）	20 組
キャンプ用テント	緑 1 間×1.5 間（5 人用）	12 組
テント大	3 間×4 間	1 組
扇風機	ログハウス天井備付	10 台
エアコン	コロナ製	1 台
ガスレンジ	リンナイ製 1 ロコンロ	4 台

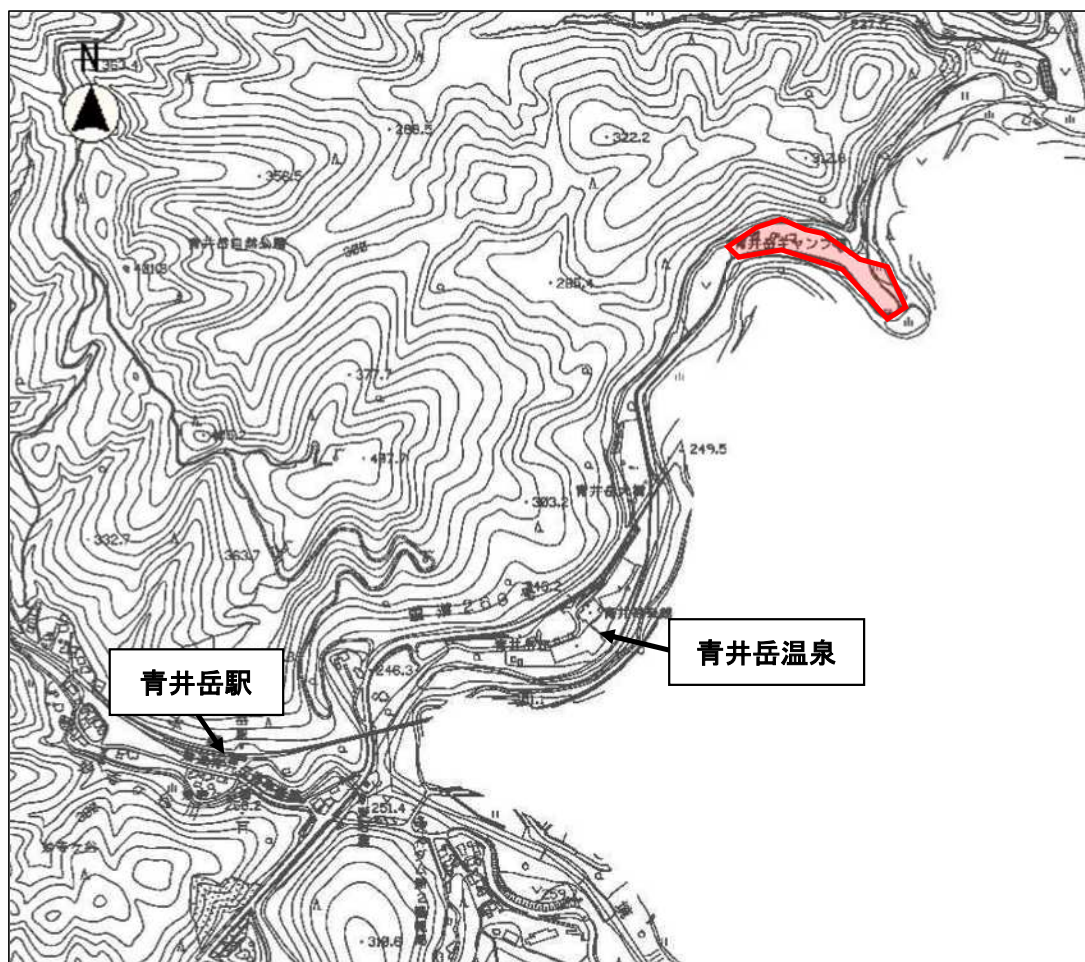
別記 2 貸付財産一覧

1 土地

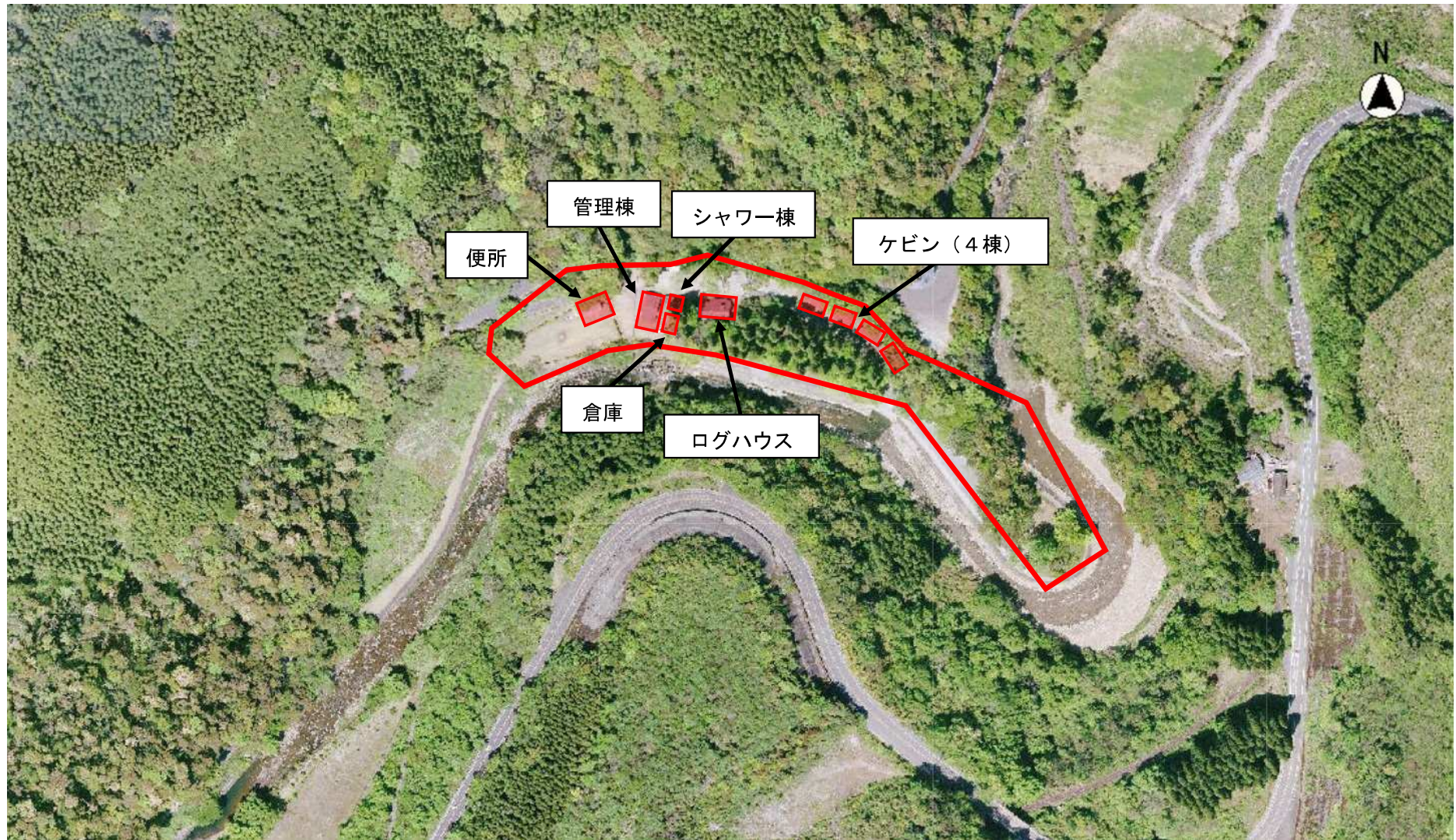
所在	地番	地目	地積 (㎡)
都城市山之口町山之口字中 川内	2119 番 2	公衆用道路	828
	2119 番 3	雑種地	1,219
	2119 番 4	山林	5,734
	2119 番 5	雑種地	6,167

※上記に係る図面、航空写真等を基本として、当事者現地確認の上合意した範囲とする。

青井岳キャンプ場（位置図）



青井岳キャンプ場【譲渡財産（建物）及び貸付財産（土地）】



議案第108号

財産の取得について

次のとおり都城運動公園野球場用 スタジアムロッカーを取得することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年9月2日提出

都城市長 池 田 宜 永

- | | |
|----------|----------------------------------|
| 1 取得財産 | 都城運動公園野球場用 スタジアムロッカー |
| 2 数 量 | 60台 |
| 3 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約金額 | 9,325,800円 |
| 5 契約の相手方 | 都城市平江町43号6番地1
株式会社宮崎ヒューマンサービス |

議案第108号関係資料

- 1 取得財産 都城運動公園野球場用 スタジアムロッカー
- 2 数 量 60台
- 3 予定価格 20,152,000円（消費税及び地方消費税込み）
18,320,000円（消費税及び地方消費税抜き）
- 4 落札価格 9,325,800円（消費税及び地方消費税込み）
8,478,000円（消費税及び地方消費税抜き）
- 5 落札率 46.28%

6 指名業者及び入札結果

指 名 業 者	第1回入札金額（円）	摘要
株式会社宮崎ヒューマンサービス	8,478,000	落札
合資会社池田紙店	9,450,000	
株式会社システム・ナイン	9,900,000	
有限会社うすいデサキデポ	14,198,000	
有限会社アンドウSP	24,583,150	
有限会社オフィスプランナーやまもと		辞退
有限会社野口屋紙店		辞退

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

7 仕様

- (1) スタジアムロッカー（メッシュタイプ）
- (2) 内 容 本体：スチール製 側面メッシュタイプ（ワイヤー加工）
座面マット、ハンガーパイプ、アジャスター付
- (3) サイズ H2,000mm×W652mm×D650mm
- (4) その他 小物収納庫付き（ダイヤル錠）

議案第 109 号

財産の処分について

次のとおり土地を処分することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年9月2日提出

都城市長 池 田 宜 永

1 処分する土地の表示

所在地	地目	面積（㎡）
都城市高城町桜木字脇ノ田1702番13	宅地	8,259.88

2 契約の金額 93,336,000円

3 処分の相手方 大阪府枚方市春日北町一丁目10番10号
株式会社イトアンドフーズ

進 出 計 画 概 要

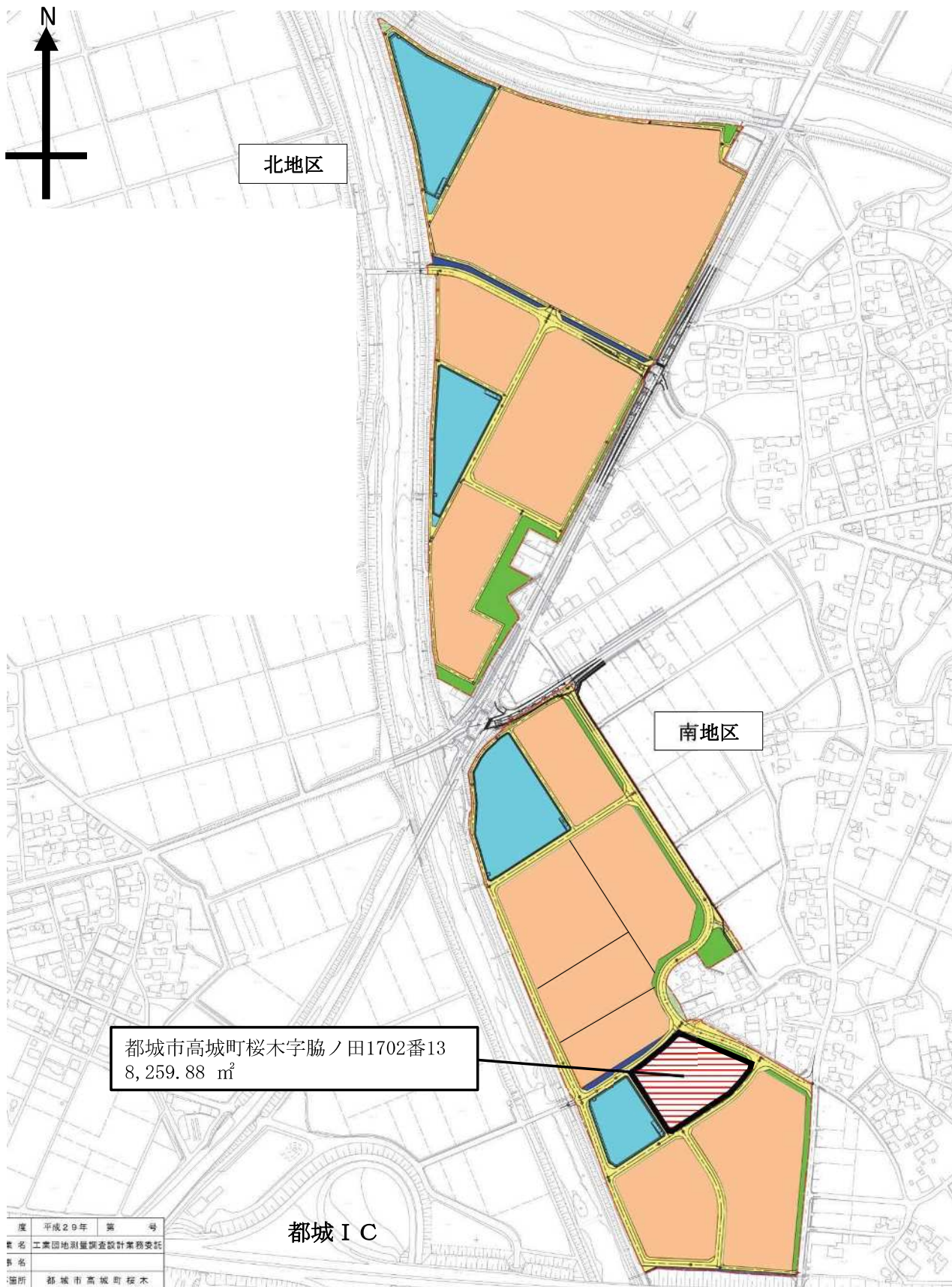
- 1 設置事業所名 株式会社イトアンドフーズ 九州第一工場
- 2 代 表 者 名 代表取締役 仲田 浩康
- 3 工場設置場所 宮崎県都城市高城町桜木字脇ノ田1702番13
- 4 工 場 概 要 敷地面積 8,259.88㎡
延床面積 6,600.00㎡（2階建）
- 5 設 備 投 資 額 4,200,000千円
（内訳） 建物 2,700,000千円
償却資産 1,500,000千円
- 6 新規雇用者数 270人
（内訳） 操業開始の前後1年間：120人
操業1年後から1年間：75人
操業2年後から1年間：75人
- 7 事 業 内 容 冷凍食品の製造
- 8 売 上 計 画 初年度 5,500,000千円
- 9 操 業 計 画 工事着工 令和7年6月1日
工事完了 令和8年10月1日
操業開始 令和8年12月1日

会 社 概 要

- | | | | |
|----|---------|----------------------|-------------------------------------|
| 1 | 企 業 名 | 株式会社イトアンドフーズ | |
| 2 | 代 表 者 名 | 代表取締役 仲田 浩康 | |
| 3 | 本社所在地 | 大阪府枚方市春日北町一丁目10番10号 | |
| 4 | 設立年月日 | 令和2年5月25日 | |
| 5 | 資 本 金 | 90,000千円 | |
| 6 | 事 業 内 容 | 冷凍食品の製造 | |
| 7 | 従 業 員 数 | 723人（令和6年8月1日時点） | |
| 8 | 売 上 高 | 令和6年2月期 24,645,304千円 | |
| 9 | 沿 革 | 令和2年5月 | 会社設立 |
| | | 令和2年10月 | 株式会社イトアンドホールディングスから食料品販売事業及び生産事業を移管 |
| | | 令和4年6月 | F S S C 2 2 0 0 0 認証取得 |
| 10 | 工 場 一 覧 | 関西工場 | 大阪府枚方市春日北町1-10-10 |
| | | 関東第一工場 | 群馬県邑楽郡板倉町泉野2-40-5 |
| | | 関東第二工場 | 群馬県邑楽郡板倉町泉野2-41-17 |
| | | 関東第三工場 | 群馬県邑楽郡板倉町泉野2-41-17 |
| | | 岡山工場 | 岡山県笠岡市茂平字苦無1381-60 |

(位置図)

都城インター工業団地桜木地区



議案第 1 1 0 号

令和 5 年度都城市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 5 年度都城市水道事業会計未処分利益剰余金 2 5 0, 1 4 1, 5 1 1 円のうち
2 0 2, 9 4 8, 0 8 2 円を組入資本金に加え、4 7, 1 9 3, 4 2 9 円を減債積立
金に積み立てることについて、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、議会
の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

都城市長 池 田 宜 永

